



第67回『社会を明るくする運動』 を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。この運動は、国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。
市では、保護司の方で構成する推進委員会を組織し、のぼり旗の掲出、駅頭での広報活動などを行います。駅頭での広報活動には、民生委員・児童委員や町内会・自治会など地域の方々とともに中学生も参加し、活動

介護保険のお知らせ

介護保険料額

決定通知書を送ります

65歳以上の方(第1号被保険者)を対象に、介護保険料額決定通知書(納入通知書)を7月上旬に送付します。介護保険料の納め方など詳しくは、通知書をご覧ください。

介護保険負担限度額

認定証の更新・申請

新たな介護保険施設の入所、ショートステイの利用の際、所得の状況で食費や居住費が減額される認定証は、毎年8月に更新します。現在認定証をお持ちの方には申請書を送付しましたので申請してください。
新規に認定証が必要な方は、申請してください。

▽対象 市・都民税非課税世帯の方か生活保護受給の方
※次のいずれかに該当する方は、対象外です。
●世帯分離した場合でも、配偶者が課税されている方
●預貯金などの額が単身の場合1千万円超、夫婦の場合2千

申請・問合せ 高齢者支援課 介護保険係(直通558・1969)

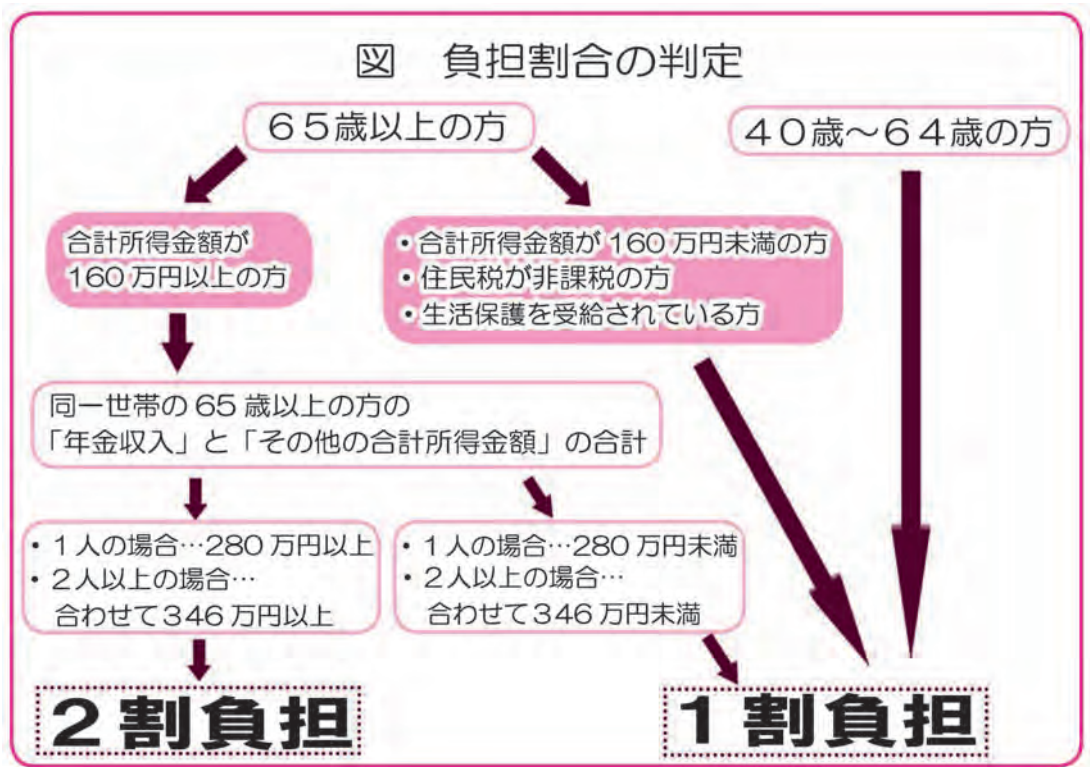
万円超の方
▽対象施設 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域密着型介護老人福祉施設など

介護保険

▽申請方法 申請用紙、預金通帳などの写し、現在お持ちの認定証、介護保険被保険者証(新規のみ提示)をお持ちの上、窓口で申請してください。

介護保険負担割合の更新

介護保険の自己負担割合は、サービスを利用している方の所得など(図のとおり)で負担額が変わります。「介護保険負担割合証」を7月上旬に送付しますので、必ず介護保険サービス事業者に提示してください。
※有効期限の切れた割合証は、個人情報を含むため、ご自身でハサミを入れるなどして破棄していただくか、高齢者支援課か五日市出張所の窓口にご返却ください。



国民健康保険税納税通知書と後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書を送ります



平成29年度の国民健康保険税納税通知書は、国民健康保険の被保険者のいる世帯主に、後期高齢者医療保険料額決定通知書・納入通知書は、被保険者全

員に、7月上旬から中旬までに送付します。詳しくは、通知書に同封してあるしおりをご覧ください。
▽問合せ
●国民健康保険税に関すること
：保険年金課保険税係
●後期高齢者医療保険料に関すること
：保険年金課後期高齢者医療係

します。
▽駅頭広報活動
●日時：7月3日(月) 午前7時～8時
●場所など：東秋留駅、秋川

▽問合せ 生活福祉課庶務計画係(直通558・1927)

国民健康保険のお知らせ

国民健康保険高齢受給者証を更新します

「国民健康保険高齢受給者証」は、70歳の誕生日の翌月(1日生まれの方はその月)から使用していただくもので、毎年8月に更新します。対象の方には7月下旬までに新しい受給者証を送付します。有効期限の切れた受給者証は、個人情報を含むため、ご自身でハサミを入れるなどして破棄していただくか、保険年金課か五日市出張所の窓口にご返却ください。

「限度額適用認定証」または「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

現在お持ちの方には、認定証の交付申請書を送付します。8月以降も認定証が必要な方は、市役所に申請してください(郵送でも可能です)。有効期限の切れた認定証は、個人情報を含むため、ご自身でハサミを入れるなどして破棄していただくか、保険年金課か五日市出張所の窓口にご返却ください。
※保険税に未納のある世帯の方は、申請できません。
※70歳以上の方は、市・都民税非課税世帯のみ対象です。課税世帯の方は、「高齢受給者証」が認定証の代わりとなりますので、申請の必要はありません。

- 手続きに必要なもの 申請書、保険証、はんこ、マイナンバーの通知カードかマイナンバーカード、現在お持ちの認定証
- 申請場所 保険年金課、五日市出張所(五日市出張所での申請は後日郵送となります)
- 問合せ 保険年金課国保係

後期高齢者医療制度のお知らせ

負担割合が変更になる方へ後期高齢者医療被保険者証(保険証)を送付します

「後期高齢者医療被保険者証」は、75歳以上の方(一定の障がいがあると認定された65歳以上の方を含む)に使用していただくものです。8月以降、一部負担金の割合の変わる方にのみ、7月下旬までに新しい保険証を送付します。今までの保険証は、個人情報を含むため、保険年金課か五日市出張所の窓口にご返却ください。

「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

高額な診療を受ける際に窓口負担が軽減される認定証は、毎年8月に更新します。現在認定証をお持ちの方で、8月以降も交付対象となる方には7月下旬までに新しい認定証を送付します。有効期限の切れた認定証は、個人情報を含むため、ご自身でハサミを入れるなどして破棄していただくか、保険年金課か五日市出張所の窓口にご返却ください。

負担割合が3割の方へ

負担割合が変更になる方へ後期高齢者医療被保険者証(保険証)を送付します

「国民健康保険高齢受給者証」と「後期高齢者医療被保険者証」の負担割合が3割の方は、申請することで、負担割合が1割または2割になる場合があります。同じ世帯で70歳以上の方の収入金額の合計が、2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合は、申請してください。

ジェネリック医薬品の差額通知書を送ります

市では、国民健康保険に加入している方に「ジェネリック医薬品差額通知書」を年3回送付しています。ジェネリック医薬品を利用することで、自己負担額の軽減や医療費の増加が抑制されます。

▽対象 新薬(先発医薬品)をジェネリック医薬品(後発医薬品)に切り替えた場合に、100円以上の自己負担額が軽減される見込みのある方
※1回目は平成29年4月診療分の薬代を基に計算し、7月中旬に送付する予定です。
※薬の種類で、計算の対象外となる場合もあります。
▽切り替える際の注意事項
●処方箋が必要です。必ず、医師

▽問合せ 保険年金課国保係
師または薬剤師にご相談ください。
●医師の判断により、切り替えができない場合があります。
●薬局に、切り替え可能な薬がない場合があります。
▽希望シールの配布 ジェネリック医薬品を希望する旨を表記したシールを窓口で配布しています。保険証などに貼ってご利用ください。